

肥前鹿島駅周辺整備駅前広場等基本設計業務
候補者選定 公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

鹿島市

目次

1 背景と目的

2 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 発注者
- (3) 業務内容
- (4) 履行期間
- (5) 履行場所
- (6) 提案上限額

3 参加資格

- (1) 参加資格要件
- (2) 複数提案参加の禁止
- (3) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

4 プロポーザルの日程

5 事務局

6 受託候補者選定の実施方針及び選定方法等

- (1) 実施方針
- (2) 参加資格の確認及び選定方法
- (3) 選定結果等の通知及び公表等

7 提出資料・参加方法

- (1) プロポーザル参加表明書等の提出
- (2) 技術提案書等の提出
- (3) 第一次選定（技術提案書等の書類審査）
- (4) 第二次選定（プレゼンテーション、ヒアリングによる審査）
- (5) 質疑の提出手続等
- (6) 辞退について

8 評価基準等

- (1) 技術者の評価項目
- (2) 技術提案書（実施方針、業務フロー等）の評価項目
- (3) 技術提案書（評価テーマ）の評価項目
- (4) 業務コストの妥当性
- (5) 特定しない条件
- (6) 評価値が同点の場合の特定者決定方法

9 失格事項

10 契約について

- (1) 契約手続き
- (2) 見積書の提出等
- (3) 契約を締結しない場合

11 その他の留意事項

12 関連図書等

肥前鹿島駅周辺整備駅前広場等基本設計業務候補者選定公募型プロポーザル実施要領

1 背景と目的

肥前鹿島駅は、特急及び普通列車が停車する鹿島市の主要駅であるが、令和4年以降は、九州新幹線西九州ルート開業に伴い、特急列車の大幅減便となり、乗降客数や利用形態も変化している。

このような状況の中、鹿島市の顔・公共交通の玄関口としてどうあるべきか鹿島市と佐賀県の共同で肥前鹿島駅周辺整備のプロジェクトを進めている。

これまでに、市民や駅利用者らと多くの意見交換などを行い、現状の課題や課題への対応策、これからの駅及び駅周辺に求める機能を検討してきた。令和4年度からは佐賀県が中心となり、肥前鹿島駅周辺整備に係る駅周辺エリア空間デザインプロデュース業務（以下、「エリアプロデュース業務」と称す。）にてこの地域を訪れる人の視点（国内外から見た広域的な視点）を加え、肥前鹿島駅周辺の整備の検討を進めてきた。

その中において、県南西部地域の交通・観光の拠点である、肥前鹿島駅及びその周辺については、単なる駅前開発ではなく、鹿島・太良地域の本物の価値を味わうことができるエリアにプロデュースし、地域のゲートウェイとしてこれからの両地域を牽引する核となるエリアとしていくものとしている。

本業務は、エリアプロデュース業務のコンセプトに基づき、駅前広場等の基本設計、利活用計画等を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

肥前鹿島駅周辺整備 駅前広場等基本設計業務委託

(2) 発注者

鹿島市

(3) 業務内容

別紙「肥前鹿島駅周辺整備駅前広場等基本設計業務委託仕様書」参照

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(5) 履行場所

肥前鹿島駅周辺

(6) 提案上限額

18,400千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

なお、この上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

契約金額は、優先交渉権者との協議により決定する。

3 参加資格

(1) 参加資格要件

鹿島市公告第6号「4. 参加資格」のとおりとする。

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみとする。

(3) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

4 プロポーザルの日程

鹿島市公告第6号「3. プロポーザルの日程等」のとおりとする。

5 事務局

鹿島市 建設環境部 鹿島駅前周辺整備推進室

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL0954-63-3414 FAX0954-63-2313

Eメール toshi@city.saga-kashima.lg.jp

6 受託候補者選定の実施方針及び選定方法等

(1) 実施方針

受託候補者の選定にあたり、肥前鹿島駅前周辺整備駅前広場等基本設計業務受託候補者選定委員会（以下、選定委員会）を設置し、公募型プロポーザルを実施する。

(2) 参加資格の確認及び選定方法

選定委員会の審査は非公開とする。また、選定は下記の手順で行うこととする。

①参加資格の確認

第一次選定に先立ち、本プロポーザル参加者の参加資格要件について確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

②第一次選定

提出書類（技術提案書を含む）について選定委員会が「8 評価基準等」に基づき審査を行い、参加表明書等の提出者（以下「参加者」という。）の中からヒアリング要請者を5者程度選定する。なお、応募者が5者以下の場合は、第一次選定は実施しない。

③第二次選定（公開プレゼンテーション、ヒアリング）

ヒアリング要請者による技術提案書等についてのプレゼンテーションに対し、選定委員会がヒアリングを実施し、最優秀者（優先交渉権者）及び次点者を1者ずつ特定する。

(3) 選定結果等の通知及び公表等

第一次選定結果は、全ての参加者に文書で通知する。第二次選定の結果は、全てのヒアリング要請者に文書で通知することとし、優先交渉権者及び次点者について鹿島市ホームページで公表する。また、参加者は自らの選定結果について、通知日から起算して5日以内（土・日・祝日を除き午前9時～午後5時まで）に書面により事務局に説明を求めることができる。

7 参加方法・提出資料

(1) プロポーザル参加表明書等の提出

①提出期限：令和6年4月15日（月）

持参、配送便の場合は提出期限日の17時必着とする。郵送の場合は提出期限日の消印有効とするが翌日17時迄に必着とする。

②提出宛先：鹿島市役所 建設環境部 鹿島駅前周辺整備推進室

③提出方法：郵送、配送（配達証明付き書留郵便等、配達日（到着日）を指定でき配達記録が残る方法に限る）又は持参。

宛名面には「参加表明書類在中」と明記すること。

④提出書類：以下表「表1. 参加表明時の提出書類一覧」のとおり

「表1. 参加表明時の提出書類一覧」

書類名称	様式	サイズ	部数
1. 参加表明書	様式 1	A4	1 部
2. 共同企業体結成届 ※1	様式 2	A4	1 部
3. 会社概要調書	様式 3	A4	1 部
4. 参加資格確認書	様式 4	A4	1 部
5. 管理技術者の資格・実績確認書	様式 5-1	A4	1 部
6. 管理技術者の保有資格証明書	--	--	1 部
7. 一級建築士の資格証明書	--	--	1 部
8. 納税証明書（参加者の所在地において納税すべき全ての国税、県税、市町村税において未納がない証明ができるもの） ※2	--	--	1 部
9. 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（交付日から3ヶ月以内のもの） ※2	--	--	1 部
10. 参加申込時の提出書類チェックリスト	様式 10	A4	1 部
11. 上記1～10のPDFデータを格納したCD-ROM	--	--	1 枚

※1 共同企業体結成届は必要に応じ提出するものとする。

※2 上記8～9は、鹿島市の指名登録名簿に登録されている者については、提出

を省略できる。但し、登録されている旨を任意書式で提出すること。

⑤注意事項

- ・参加者は、提出書類に必要事項を記入し記名押印の上、全ての添付書類を添えて指定された部数を提出すること。なお、要件を満たさない場合は、一切受け付けないので留意すること。
- ・提出書類の記載方法等は、別途公表する「様式集」を参照すること。

⑥確認結果通知

参加資格の確認結果は、令和6年4月18日（木）に文書で通知する。

(2) 技術提案書等の提出

①提出期限：令和6年5月7日（火）

持参、配送便の場合は提出期限日の17時必着とする。郵送の場合は提出期限日の消印有効とするが翌日17時迄に必着とする。

②提出宛先：鹿島市役所 建設環境部 鹿島駅前周辺整備推進室

③提出方法：郵送、配送（配達証明付き書留郵便等、配達日（到着日）を指定でき配達記録が残る方法に限る）又は持参。

宛名面には「技術提案書類在中」と明記すること。

④提出書類：以下表<表2. 技術提案書等の提出書類一覧>のとおり

<表2. 技術提案書等の提出書類一覧>

書類名称	様式	サイズ	部数
1. 技術提案書提出書	様式 7	A4	1 部
2. 技術提案書	--	A3*3 枚 以内	10 部
3. 管理技術者の業務実績の確認書類 ※1	--	--	1 部
4. 担当技術者(土木)の資格・実績確認書	様式 5-2	A4	10 部
5. 担当技術者(造園)の資格・実績確認書	様式 5-3		
6. 担当技術者(建築)の資格・実績確認書	様式 5-4	A4	10 部
7. 担当技術者(利活用)の実績確認書	様式 5-5	A4	10 部
8. 各担当技術者の保有資格証明書	--	--	1 部
9. 担当技術者の業務実績の確認書類 ※1	--	A4	1 部
10. 同種業務、類似業務の実績説明書 ※2	様式 6	A4	10 部
11. 価格提案書 ※3	様式 8	A4	1 部
12. ヒアリング出席者報告書	様式 9	A4	1 部
13. 技術提案書等の提出書類チェックリスト	様式 11	A4	1 部
14. 上記 1～13 の PDF データを格納した CD-ROM	--	--	1 枚

- ※1 上記 3.8 については、発注者の証明書の写し、契約書の写し(実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む)の写しなど、実績が確認できる資料を添付すること。実績が確認できる箇所に目印(マーカー等)を付けること。用紙が A4 より大きい場合は A4 折とする。
- ※2 同種業務、類似業務の実績説明書では、様式 6 に示す優先記載事項について記載されたい。
- ※3 価格提案書の「内訳書」は任意書式で添付すること。なお、価格提案書の金額で提案内容が実施できるものとみなす。

⑤技術提案書の作成方法

<提案内容>

技術提案書には、以下1～3の内容を記載すること。

1. 業務の実施方針

業務の取組体制、設計チームの特徴、重視する検討事項、その他業務実施上の配慮事項について記載する。

2. 業務フロー及び工程計画

- ・業務ごとのフロー及びそれぞれの結びつきを表現すること。
- ・佐賀県による肥前鹿島エリア空間デザインプロデュース業務/駅舎設計/道路設計との関係性をどう考えるか。
- ・駅前広場等基本設計策定までの全工程をどのように考えるか。

3. 評価テーマ

(1)駅前広場に求められる役割・姿

- ・鹿島市による全体構想及び基本計画、佐賀県によるエリア空間デザインプロデュース業務を踏まえ、鹿島市の将来において、駅前広場の役割をどのように考えるか。また、景観面が十分検討されているか。
- ・駅舎から広場、広場から中心市街地（主にスカイロード商店街）*へ誘う工夫がなされているか。
- ・良好な樹木育成ができる工夫があるか。

(2)動線計画・周辺施設と駅前広場利用との関係性

- ・駅舎、広場、中心市街地の動線をどのように想定するか。なお、最適な動線を実現するために必要な施設配置調整は提案可とする。
- ・日常の鉄道利用者、旅行者、新たな利用属性（日常の鉄道利用者以外の市民）の利活用に資する計画であるか。
- ・周辺施設（交流駅舎、復原駅舎、バス乗り場等）との適切な関係性が検討されているか。

(3)利活用計画策定までの取組方法

- ・広場利用者の意見収集、集約、合意形成をどのように図るか。
- ・日常の鉄道利用者、旅行者、新たな利用属性（日常の鉄道利用者以外の市民）の利用促進を見据えた検討プログラムであるか。
- ・市民が駅周辺に誇りや愛着を持つためのプロセスが構築できるか。
- ・利活用を阻害しないための法令整理、ルール作り等の方策があるか。
- ・中心市街地（主にスカイロード商店街）※と繋ぐ仕掛けが検討されているか。

※中心市街地・スカイロード商店街の配置及び現状のまちなか活性化の取組み状況については、別途公表する「肥前鹿島駅周辺整備 駅前広場等基本設計業務委託 仕様書」にて示す。

<作成方法・注意事項>

- ・技術提案書の様式は、任意とする。
- ・上記1～3の内容をA3横書き片面3枚以内に記載すること。
- ・文字サイズは10ポイント以上とする。図表内の文字サイズは必ずしもこの限りではないが、読み取れる大きさとする。
- ・提案者の社名、ロゴ等、提案者を特定できる記載は行わないこと。
- ・技術提案書への記載内容において、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは控えること。

⑥受領確認通知

技術提案書類の受領確認は、持参の場合は受領時に技術提案書受領書を交付する。郵送、配送の場合は、事務局からメールにて技術提案書類受領書を送信するので、受信後に、電話で事務局に連絡すること。

(3) 第一次選定（技術提案書等の書類審査）

参加表明時提出書類及び技術提案書等提出書類をもとに、選定委員会にて第一次選定を実施し、ヒアリング要請者を5者選定する。審査結果については、参加者に、令和6年5月15日（水）（予定）に文書で通知する。なお、応募者が5者以下の場合、第一次選定は実施しない。また、その場合は、各応募者に令和6年5月15日（水）以前に通知する。

(4) 第二次選定（プレゼンテーション、ヒアリングによる審査）

ヒアリング要請者（第一次選定通過者）に対し、以下の要領で第二次選定を実施する。

- ①期日 : ヒアリング要請者（第一次選定通過者）に別途通知
- ②集合時間 : ヒアリング要請者に別途通知
- ③場所 : 未定（鹿島市役所又は関連施設の会議室等を想定）
- ④提出資料 : 技術提案書提出書に基づいたプレゼンデータを保管したCD-ROM×1枚
- ⑤プレゼンテーション・ヒアリング時の注意事項
 - ・本プロポーザルは市民の関心が高い事業であり、選定の透明性を確保する観点から、プレゼンテーション・ヒアリングは公開で実施する。
 - ・ヒアリングの順番は、技術提案書等の到着順（郵便局の受付消印で確認）とする。ただし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。
 - ・所要時間は、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分間程度とする。
 - ・ヒアリング要請者は、自己の出席時間以外に入室することはできない。
 - ・ヒアリングには、管理技術者が必ず出席することとし、加えて担当技術者の中から3人以内（合計4人以内）が出席できることとする。
 - ・プレゼンテーションのメインスピーカーは、管理技術者とする。
 - ・ヒアリングの内容は、技術提案書の説明（プレゼンテーション）及び選定委員からの質疑とする。
 - ・プレゼンテーションに際しては、提出した技術提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可）のみを使用すること。
 - ・プロジェクターを使用して説明する際のパソコン及び映像用接続ケーブルは、ヒアリング要請者が各自で用意するものとする。スクリーン（90inch程度）は、事務局で用意したものを使用すること。プロジェクター及び電源延長ケーブルドラムは、事務局でも用意するが、持参しても構わない。事務局で用意するプロジェクターは、EPSON LCD PROJECTOR EB-W10とする。
 - ・ヒアリング要請者は、審査時の説明（プレゼンテーション資料含む）に際して、社名を伏せることとする。また、ヒアリング時に企業名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。

(5) 質疑の提出手続等

<参加表明書等提出書類に関する質疑>

- ①提出期限：令和6年4月5日（金）～令和6年4月9日（火）9時～17時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式12）
- ③提出方法：メールで事務局に提出し、電話で受信の確認を行うこと。
- ④回答期限：令和6年4月11日（木）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、鹿島市ホームページで公表する。

<第一次選定及び第一次選定書類に関する質疑>

- ①提出期限：令和6年4月15日（月）～令和6年4月19日（金）9時～17時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式12）
- ③提出方法：メールで事務局に提出し、電話で受信の確認を行うこと。
- ④回答期限：令和6年4月24日（水）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、全者に文書で通知するとともに、鹿島市ホームページで公表する。

<第二次選定に関する質疑>

- ①提出期限：令和6年5月9日（木）～令和6年5月15日（水）9時～17時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式12）
- ③提出方法：メールで事務局に提出し、電話で受信の確認を行うこと。
- ④回答期限：令和6年5月16日（木）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、全者に文書で通知するとともに、鹿島市ホームページで公表する。

(6) 辞退について

いかなる段階であっても、辞退をする場合は、辞退届（様式13）により届け出ること。

8 評価基準等

(1) 技術者の評価項目

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		
	資格	判断基準	管理技術者	担当技術者	
				土木造園建築	利活用
管理技術者及び担当技術者の評価	資格	<p>●管理技術者</p> <p>① ・技術士建設部門（都市及び地方計画） ・技術士総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画） ・RCCM（都市計画及び地方計画） ・一級建築士</p> <p>② ・上記に該当しない</p> <p>●担当技術者（土木）</p> <p>① 優位に評価する資格 その1 ・技術士建設部門（都市及び地方計画） ・技術士総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画） ・RCCM（都市計画及び地方計画）</p> <p>② 優位に評価する資格 その2 ・技術士建設部門（道路） ・技術士総合技術監理部門（建設－道路） ・RCCM（道路）</p> <p>③ 関連のあると認められるもの 土木学会認定技術者、登録ランドスケープアーキテクト、認定都市プランナー、博士（工学）など</p> <p>●担当技術者（造園）</p> <p>① ・登録ランドスケープアーキテクト</p> <p>●担当技術者（建築）</p> <p>① ・一級建築士</p>	① — ② 特定 しな い	1 1 1	—

実務経験等	<p>平成26年度以降公告日までに完了した、以下に記載する同種又は類似業務等の実績を、実績説明書で示された項目数又は内容により評価する。</p> <p>【管理技術者・土木技術者・造園技術者・建築技術者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域らしさを表現した実績 ・市民参加プロセスや合意形成の実績 ・イベント、社会実験の実績 ・樹木選定、育成、維持についての市民又は管理者との合意形成実績 <p>【管理技術者・利活用技術者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の自立を促すプラットフォーム構築又は支援 ・利活用検討ワークショップ等の実績 ・利活用主体発掘の実績 ・広場活用のための法令整理、ルール、条例づくり <p>なお、同種又は類似業務の内容は下記のとおりとする。管理技術者は「駅前広場の設計業務」のみ評価する。 (管理技術者・土木技術者・造園技術者・建築技術者)</p> <p>同種：駅前広場の公共空間デザインまたは設計業務 類似：広場もしくは公園の公共空間デザイン又は設計業務 (利活用技術者)</p> <p>同種：駅前広場の利活用検討業務 類似：広場、公園、まちなか等の利活用検討、活性化業務</p>	5	3 2 2	5
地域精進度	<p>平成26年度以降公告日までに完了した鹿島市又は周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。</p> <p>① 鹿島市における業務実績あり。 ② 佐賀県内における業務実績あり。 ③ 九州内における業務実績あり。</p>	1	1 1 1	1

手持業務	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満。</p> <p>② 全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または4億円未満かつ3件以上10件未満。</p> <p>③ 全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上または、手持ち業務の件数が10件以上</p> <p>手持ち業務とは、公告日現在において、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の契約済み及び特定後未契約の業務。</p> <p>特定後未契約の業務については、業務名の後に「特定済」と明記し、参考見積金額を契約金額として記載する。</p> <p>複数年契約の業務については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を記載すること。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は総契約金額に出資比率を乗じた金額を記載する。</p>	1 (③の場合は特定しない)	1 1 1 (③の場合は特定しない)	1 (③の場合は特定しない)
	分野ごとの配点計			
(補足)技術者の兼任について	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者は、担当技術者いずれかの兼任を可とする。 ・担当技術者のうち、下記については担当技術者間の兼任可とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○土木と造園 ○土木と利活用 ○建築と利活用 ・管理技術者、担当技術者とも3分野の兼任は不可とする。 	7	土木6 造園5 建築5	7
(1) 配点		30		

(2) 技術提案書（実施方針、業務フロー等）の評価項目

評価項目		評価の着眼点		評価のウェイト	
		判断基準		書面	ヒアリング ⁶
技術提案書の評価	実施方針・業務フロー・工程計画	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	5	
		実施手順	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られて、優れている場合に優位に評価する。	5	
		業務体制	業務目的を達成するための合理性が高い業務体制である場合に優位に評価する。	5	
(2) 配点				15	

(3) 技術提案書（評価テーマ）の評価項目

評価項目		評価の着眼点		評価のウェイト	
		判断基準		書面	ヒアリング ⁶
技術提案書の評価	評価テーマ	駅前広場に求められる役割・姿	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、駅前広場がどのような使われ方をするか、どのような役割を持つかが明確に示されているか ・駅舎との関連性、スローツーリズム拠点性をどのように理解しているか ・地域の玄関口として、地域らしさの表現をどのように考えているか ・駅前としての美観を保つよう様々な要素を整然とまとめられているか ・駅舎から広場、広場から中心市街地（主にスカイロード商店街）へ誘う工夫がなされているか ・将来の拡張性や柔軟性（利活用・土地利用）、経済性（維持管理費）が考慮されているか ・良好な樹木育成ができる工夫があるか 	15	
		動線計画・周辺施設と駅前広場利用との関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な利用属性の動線が検討されているか ・駅～中心市街地の動線が検討されているか ・広場利用者の動線計画（日常時、イベント時） ・最適な動線計画のために検討した内容 ・広場と周辺施設（交流駅舎、復原駅舎、バス乗り場等）との適切な関係性が検討されているか 	15	

	利活用計画策定までの取組方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広場利用者の意見集約、合意形成方法の具体性 ・利活用主体発掘の方策の具体性 ・市民が誇りや愛着を持つプロセス、利活用促進プロセス ・利活用のための法令整理、ルールづくり方針 ・実績、事例をもとに説得力のある提案か ・中心市街地（主にスカイロード商店街）と繋ぐ仕掛けが検討されているか 	20
(3) 配点			50

(4) 業務コストの評価

評価項目	評価の着眼点		評価のウェイト	
		判断基準	書面	ヒアリング
参考見積	業務コストの経済性、妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の合計価格をもとに、下記の式により算出する。 価格評価点=5×(最低見積価格÷見積価格) ※小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までの値とする。 ・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。 	5	
(4) 配点			5	
(1) + (2) + (3) + (4) 配点合計			100	

(5) 特定しない条件

技術提案の評価にあたっては、上記評価項目(1)～(4)表内に示す「特定しない」の要件以外に、下記のいずれかに該当する場合は特定しない。

- ・評価項目(2)「実施方針・業務フロー・工程計画」に対する選定委員全員の評価合計が5割未満の場合
- ・評価項目(3)「評価テーマに対する技術提案」に対する選定委員全員の評価合計が5割未満の場合

(6) 評価値が同点の場合の特定者決定方法

評価の合計点の最高得点者が複数となった場合、下記の1)～5)の順で1者を特定するものとする。ただし、2)以下はその上記項目が同点の場合適用する。

- 1) 技術提案の評価テーマの得点が高いもの
- 2) 技術提案の実施方針・業務フロー・工程計画その他の得点が高いもの
- 3) 配置予定管理技術者等の専門技術力(資格、実績等の平均点)が高いもの

- 4) 配置予定管理技術者等の手持ち業務量の評価が高いもの
- 5) 参考見積額が少ないもの

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出書類が本実施要領等に示された条件に適合しない場合
- ・提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった場合
- ・第三者の著作権を侵害する内容を含んだ提案をした場合
- ・選定委員会委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- ・本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ・その他、選定委員会が不相当と認めた場合

10 契約について

(1) 契約手続き

特定した最優秀者（優先交渉権者）と契約手続きを行う。但し、特定した最優秀者（優先交渉権者）が参加資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

(2) 見積書の提出等

- ・鹿島市は、優先交渉権者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めただうで価格提案書を基に見積もり徴収を行う。ただし、優先交渉権者との契約交渉が不調となった場合は、次点者に対し同様の交渉を行い、見積もり徴収を行う。
- ・見積金額の内訳書は、契約締結後、見積書に記載された金額に対応した内訳書を提出すること。

(3) 契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結しない。

- ・鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領、及び同措置基準に基づく入札参加(指名)停止の措置を受けた場合又措置事由に該当した場合。
- ・鹿島市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等であることが判明した場合。
- ・会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てを行った場合。
- ・営業停止の処分または業務委託を行うに必要とする許可等が取消された場合。
- ・提出書類等に虚偽があった場合。

1.1 その他の留意事項

- ・参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。但し、評価基準等に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選定しない。
- ・今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する場合がある。この場合鹿島市は、参加者に対して一切の責任を負わない。
- ・全ての提出書類は返却しない。
- ・技術提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- ・使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ・本プロポーザルに係る全ての提出書類は、鹿島市情報公開条例を準用し、取り扱うこととする。
- ・提出期限後の提出書類の内容の変更、差し替え等は受け付けない。記載事項がない場合でも、その旨を記載して提出すること。
- ・具体的な業務作業は、技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、仕様書に基づいて市との協議の上で、契約締結後に開始する。
- ・第一次選定提出書類(参加表明書等)の提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式13)を提出すること。なお、ヒアリングを辞退する場合も、辞退届(様式13)を提出すること。

1.2 関連図書等

- ・JR肥前鹿島駅周辺整備全体構想
<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/24052.html>
- ・JR肥前鹿島駅周辺整備基本計画
<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/26305.html>
- ・肥前鹿島駅エリア空間デザインプロデュース業務(第2期)プロポーザル資料
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji003100212/>
- ・鹿島都市計画図
<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/39.html>
- ・鹿島市道路網図
<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/26165.html>
- ・平成27年度 肥前鹿島駅前交通量調査他業務委託 完成図書
※鹿島市都市計画課で閲覧できる。(コピー不可、撮影可)

以上